

公益社団法人北海道看護協会選挙及び選挙管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道看護協会（以下「本会」という。）の定款細則第13条の規定に基づく役員及び推薦委員（以下「役員等」という。）の公正な選挙並びに公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員の選任に関して必要な事項を定める。

(選挙の倫理)

第2条 選挙は、看護職の倫理を尊重し、看護職の名誉と品位を保持して、この規則を誠実に遵守し、厳正に施行されなければならない。

(選挙期日)

第3条 役員等の選挙は、総会において行う。

(選挙権者)

第4条 選挙権者は、選挙の行われる総会に出席している代議員とする。

(被選挙権者)

第5条 被選挙権者は、次の者とする。

- (1) 立候補した正会員
- (2) 推薦委員会から候補者として推薦を受けた正会員

(選挙事務の管理)

第6条 この規則における役員等の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。ただし、選挙の執行は総会議長の指揮下に入る。

(出席代議員数の確認)

第7条 総会議長は、選挙開始の宣言に先立ち、出席代議員数を確認しなければならない。確認後の代議員の入退席は禁止する。ただし、申出により退席する場合は、この限りでない。

(選挙管理委員の選出等)

第8条 選挙管理委員会の委員（以下「選挙管理委員」という。）は推薦委員会が推薦し、理事会においてこれを選任する。ただし、代議員は兼ねることができない。

2 選挙管理委員は5名とする。

3 選挙管理委員会に選挙管理委員長（以下「委員長」という。）を置く。委員長は、選挙管理委員の互選により決する。

(選挙管理委員の任期)

第9条 選挙管理委員の任期は、定款細則第35条3項の規定に基づき、選出された総会終結の翌日から次年度総会終結の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、選挙管理委員の任期が満了しても、第31条の規定に基づく異議の申出に対する対応が完了するまでは、選挙管理委員は、引き続きその職務を行わなければならない。

(選挙管理委員会の任務)

第10条 選挙管理委員会は選挙が公明かつ適正に行われるよう配慮しなければならない。

2 選挙管理委員会は次の事務を行うものとする。

- (1) 選挙に関する告示
- (2) 立候補又は候補者辞退の届出の受理
- (3) 推薦委員会からの推薦候補者名簿の受理
- (4) 立候補者及び推薦候補者の告示
- (5) 選挙運動の監督
- (6) 選挙公報の発行
- (7) 投票及び開票の管理
- (8) 当選者の確定
- (9) 当選者の総会議長への報告
- (10) その他選挙事務の管理に必要と認めた事項

(役職名及び改選数)

第 11 条 会長は、次年に改選となる役員の職名及び改選数を確認し、選挙管理委員会に通知しなければならない。

(選挙の告示)

第 12 条 選挙管理委員長は、総会の 5 ヶ月前までに、次の事項を正会員に告示しなければならない。ただし、役員の辞任、その他緊急やむを得ない事由があるときは、立候補の締め切り 2 週間前までに、告示の内容を変更できるものとする。

- (1) 選挙する役職名及び改選数
- (2) 選挙期日及び場所
- (3) 立候補者の届出期間
- (4) その他必要と認めた事項

(立候補等の禁止)

第 13 条 選挙管理委員は、役員等の候補者となり、又はその選挙運動に関与することができない。

(立候補の届出)

第 14 条 役員等に立候補しようとする者は第 12 条により告示された届出期間内に、会員 10 名以上の推薦を受け、別紙第 1 号様式及び第 2 号様式を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(立候補の辞退)

第 15 条 立候補者が、その立候補を辞退しようとするときは、第 12 条により告示された届出期間内に別紙第 3 号様式を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(候補者の告示)

第 16 条 選挙管理委員長は、役員等の候補者を、総会の 30 日前までに会員に告示しなければならない。

(選挙公報)

第 17 条 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、総会の 30 日前までに代議員に発送する。

2 選挙公報には、候補者の氏名、年齢、勤務先、本会活動歴及び立候補者か推薦委員会の推薦候補者かの別を記載するほか、候補者が選挙管理委員会の定めるところにより提出した掲載文及び肖像写真を掲載する。

3 前項の掲載文は会長候補者及び副会長候補者については 1200 字以内、その他の候補者については 200 字以内とし、選挙管理委員会は、原文のまま掲載しなければならない。ただし、掲載

文の字数が前者については 1200 字、後者については 200 字を超えるときは、超える部分は掲載しない。

- 4 選挙公報の内容は本会の機関誌に掲載する。この場合の掲載文は 200 字以内とし、会長及び副会長候補は機関誌に掲載する掲載文を別途選挙管理委員会に提出する。

(選挙運動の期間)

第 18 条 選挙運動の期間は第 16 条に定める候補者の告示の日から総会の前日までとする。

(理事会の選挙運動の禁止)

第 19 条 理事会は、会合の主催その他の選挙運動をしてはならない。

(禁止事項)

第 20 条 候補者及びその他の会員は、選挙運動として次の行為をし又は会員以外の者にこれをさせてはならない。

- (1) 第 18 条に定める期間外に選挙運動をすること。
 - (2) ホームページ、電子メールその他インターネットを利用した選挙運動をすること。
 - (3) 第 17 条に規定するもののほか、はがき、ポスターその他文書による選挙運動をすること。
 - (4) 代議員の自宅又は勤務先を戸別訪問すること。
 - (5) 新聞、雑誌その他の出版物に候補者に関する記事又は広告を掲載すること。
 - (6) 利益を授受すること又はその約束をすること。
 - (7) 供応をすること又はこれを受けること。
 - (8) 電話又は電報により投票を依頼すること。
 - (9) 投票のため乗物を提供すること。
 - (10) 候補者を誹謗し、その他不正な手段で他人の当選を妨げること。
 - (11) 選挙運動としての演説会をすること。
- 2 選挙管理委員会は、前項の行為が行われたと判断した場合には、当該事実の公表及び当該行為の中止勧告等を行うものとする。

(選挙の方法)

第 21 条 選挙は、投票用紙による投票の方法により総会会場において行う。

(投票の方法)

第 22 条 投票は、代議員 1 名が 1 票とし、無記名式による。

- 2 投票用紙は、選挙管理委員会の管理の下に委員長の指示を受けた者が代議員を確認し、配布する。
- 3 投票用紙には、候補者の氏名をあらかじめ記載し、氏名ごとに指定の記号を付する空欄を設ける。ただし、再投票の必要が生じた場合、その他選挙管理委員会が特に必要と認めたときは、氏名を記入する方法に依ることができる。

(投票箱の管理)

第 23 条 選挙管理委員は、投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを 2 名以上の代議員に確認させ、投票場に適宜配置するとともに投票に立ち会って不正のないよう監視する。

- 2 選挙管理委員は、投票終了後、投票もれの無いことを確認し、投票箱をその場で封印し、所定の場所に保管する。

(投票の記載及び投函)

第 24 条 代議員は、当該選挙の候補者の中から役員及び推薦委員を選び、それぞれの改選数ごとに指定の記号をつけて、これを投票箱に投函しなければならない。

2 第 22 条第 3 項ただし書きの場合には、前項中「指定の記号をつけて」とあるのは「候補者の氏名を記入して」と読み替えるものとする。

(無効投票)

第 25 条 次の投票は無効とする。

(1) 「北海道看護協会の印」の捺印のある所定の用紙以外のものを使用したもの

(2) 指定の記号以外の記号で記載したもの

(3) 連記投票の場合に改選数を超過して記号を記載したもの(第 22 条第 3 項ただし書きの場合には、改選数を超過して候補者の氏名を記載したもの)

(4) 単記投票の場合に 2 名以上の候補者に記号を記載したもの(第 22 条第 3 項ただし書きの場合には、改選数を超過して候補者の氏名を記載したもの)

(5) 前項のほか、投票の有効または無効について判定の必要なものについては、選挙管理委員会において決定する。

(改選数に満たない場合の投票の効力等)

第 26 条 連記投票の場合に記号の数が所定の改選数に満たないときであっても、当該投票を有効として取り扱い、候補者の得票数に加算する。

2 第 22 条第 3 項ただし書きの場合には、前項に「記号」とあるのは「候補者の氏名」と読み替えるものとする。

(開票)

第 27 条 開票は次の手順により行う。

(1) 開票に先立ち、開票の任に当たる者を選任し、開票に当たらせるとともに、委員長の許可ある者以外は開票場の立ち入りを禁止する。

(2) 投票総数を確認する。

(3) 有効投票と無効投票の分類を行う。

(4) 役員及び推薦委員ごとに投票の集計を行う。

(5) 集計後、投票用紙は集計種目別に保管できるように取りまとめる。

2 委員長は集計結果を一覧にして総会議長に提出する。

3 選挙の結果を記録した選挙結果報告書を作成し、会長に提出する。なお、選挙結果報告書には選挙管理委員、総会議長及び委員長が指名した代議員 2 名が署名捺印しなければならない。

(選挙の成立)

第 28 条 投票総数の半数以上が有効投票でなければ、選挙は成立しない。

(当選者)

第 29 条 各選挙において投票数の多い順に定数までを当選者とする。

2 投票同数者の中から当選者を決定する場合は、議長がくじでこれを決定する。

3 候補者の数が定数内の場合である信任投票にあつては、有効投票数の過半数の信任を得なければならない。

(当選者の報告)

第 30 条 総会議長は、委員長から開票結果の報告を受けたときは、速やかに当選者を会長及び議

場の会員に報告しなければならない。

(選挙に関する異議の申出)

第 31 条 当選の効力に関し不服のある候補者若しくは選挙の効力に関し不服のある候補者又は代議員は、当選者の決定の日から 10 日以内に、文書をもって選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

(当選又は選挙無効の決定)

第 32 条 当選の効力に関し異議の申出があった場合において、当選の結果に異動を及ぼす場合に限り、選挙管理委員会は、当選に関する決定を変更しなければならない。

2 選挙の効力に関し異議の申出があった場合において、選挙に関する規定に違反することがあるときは、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

(当選者の告示)

第 33 条 選挙管理委員会は、当選者について会員に告示しなければならない。

(規程の変更)

第 34 条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 11 条第 1 項、同条第 2 項及び第 13 条の規定は平成 24 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 この規定は、平成 28 年 8 月 5 日から施行する。